

民間団体主催事業への補助金交付要綱

高山市都市提携委員会民間団体主催事業への補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国内で都市提携を締結した各都市（以下「提携都市」という。）と市民相互の友好親善関係を推進するため、民間団体が行う事業に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、民間団体が提携都市との友好交流を目的に行う次の各号の一に該当するものとする。ただし、高山市又は他の団体等から補助申請に係る事業に対し別途補助を受ける場合は除く。

- (1) 活動目的を同じくする団体間により、大会等の交流をする事業。
- (2) 提携都市の各種事業に団体として友好交流を目的として出向く事業。
- (3) 提携都市へ友好交流を目的に視察等で訪問する事業。ただし、視察先等が提携都市を主目的としない事業は除く。

2 補助金の交付対象者及び補助金の額は、別表のとおりとする。

3 1団体への補助金の交付は、年1回とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書、経費内訳
- (3) 参加予定者名簿

(交付決定等)

第4条 会長は、補助金の交付の申請があつたときは、申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、速やかにその決定の内容及び条件を附したときはその条件を申請団体に通知するものとする。

(変更申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）が補助事業等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ会長に申請し、承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第6条 補助事業団体は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助金実績

報告書（別記様式第２号）に次に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 交流参加者名簿
 - (2) 収支決算書、領収書等の写し
 - (3) 記録写真
- (委任)

第７条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月２４日から施行する。

別表（第２条関係）

交付対象者	補助対象経費	補助金の額等
市内に住所を有する者で構成する１０人以上の団体	・ 交通費、宿泊費、会場使用料、講師謝礼、旅行保険料、消耗品費など。 ただし、次に掲げる経費は対象外とする。 ・ 飲食にかかる経費 ・ 実施団体等の運営にかかわる人件費 ・ 備品購入費 ・ 金券や商品券などの購入費 ・ お布施や献酒、慶弔費 ・ 使途が明確でない経費 ・ その他会長が不相当と認める費用	補助対象経費の２分の１以内。ただし、事業参加者１人当たりの上限は５千円とし、１団体当たり１０万円を限度とする。

高山市都市提携委員会民間団体主催事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

高山市都市提携委員会 会長

補助金の交付をしていただきたく申請書を提出します。

団体名

住所

代表者氏名

電話

研修名	
研修先	
研修日時	令和 年 月 日 時 ~令和 年 月 日 時
交流目的	
交流場所	
交流参加者	(相手団体名)
※参加者名簿(別紙)	(高山市) 名 (市) 名
交流内容	

(添付)

- ・事業計画書
- ・事業予算書、経費内訳
- ・参加予定者名簿

※終了後、実績報告書を提出してください。

高山市都市提携委員会民間団体主催事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

高山市都市提携委員会 会長

下記のとおり実績報告書を提出します。

団体名
住所
代表者氏名
電話

実施日時	令和 年 月 日 時 ~ 令和 年 月 日 時
実施場所	
交流参加者	(相手団体名)
※参加者名簿(別紙)	(高山市) 名 (市) 名
交流内容	
当事業による成果など	
次回以降の当事業において改善や工夫したい点など	

(添付)

- ・交流参加者名簿
- ・収支決算書、領収書等の写し
- ・記録写真